福岡県インターンシップに関する実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、福岡県（以下「県」という。）が実施する学生実習生受入制度（各部が独自に実施するものを除く。以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　インターンシップは、学生に実務を経験させることにより、職業意識の向上の機会及び行政への理解を深める機会を提供することを目的とする。

（実習対象者）

第３条　本要綱で定めるインターンシップの対象者は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校等の高等教育機関（以下「大学等」という。）に在籍する学生のうち、次に掲げる基準に該当すると認められる者とする。

(1)　実習の成果を今後の教育研究活動に反映し、自らの資質の向上と自己啓発に努めることができる者。

(2)　服務規律を遵守することができる者。

（受入手続き）

第４条　インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする大学等の代表者は、原則として受入申込書（様式第１号）を福岡県人材育成・活躍推進部労働政策局就業支援課長（以下「就業支援課長」という。）に提出するものとする。

２　就業支援課長は、県の業務に支障がないと認められる場合に、学生の受入を決定し、大学等の代表者に通知するものとする。

（実習中の身分）

第５条　インターンシップの受入が決定した学生（以下「実習生」という。）の身分について、県は大学等の学生としての身分を保有したまま受け入れるものとする。

（実習期間）

第６条　実習期間は、原則として２週間以内とする。ただし、必要に応じて実習生が在籍する大学等と受入所属が協議の上決定する。

（実習時間）

第７条　実習時間は、原則として午前９時から午後５時４５分までとする。ただし、必要と認められる場合には、実習時間を変更することができるものとする。

（受入所属）

第８条　実習生の受入所属は、本庁及び出先機関とする。

（受入所属の役割）

第９条　実習の円滑かつ適切な実施を図るため、実習生の受入所属の長を指導責任者とし、指導担当者は必要に応じて、当該所属の職員の中から指導担当者を指名することができることとする。 また、複数所属合同で受け入れる場合は、主管課長または職種所管課長を統括責任者とし、統括責任者は主管課または職種所管課の職員の中から統括担当者を指名することができることとする。

２　受入所属は、実習の内容、場所等を定めた実習計画を作成するものとする。

３　指導責任者及び指導担当者は、様式第２号により日誌を作成し、統括責任者及び統括担当者は、実習期間の最終日に日誌を実習生へ手交及び様式第３号により実習生へフィードバックするものとする。

また、実習生が在籍する大学等の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、統括責任者及び統括担当者は、様式第４号により評価表を作成して就業支援課長へ提出するものとする。

（服務）

第１０条　実習生は、実習期間中、次の各号の事項を遵守しなければならないものとする。

(1)　実習に専念するとともに、実習目的の達成に努めること。

(2)　福岡県職員が遵守すべき関係法令及び規則等並びに指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指導、指示等に従うこと。

(3)　特定の政治政党、企業、団体の利益のための行為を行わないこと。

(4)　県の信用を傷つける行為や不名誉となるような行為を行わないこと。

(5)　県民に不快な印象を与えることのない服装で実習を受けること。

(6)　病気等のやむを得ない事情が生じた場合には、あらかじめ指導担当者に連絡し、指示を受けること。

(7)　実習の成果としての論文等を外部へ発表する場合には、事前に受入所属の長の承認を得ること。

（守秘義務）

第１１条　実習生は、実習中に知り得た秘密事項については、その一切を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

（誓約）

第１２条　実習生は、誓約書（様式第５号）を、事前に県へ提出しなければならない。また、実習生が在籍する大学等は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

（実習中の状況把握）

第１３条　実習生が在籍する大学等は必要に応じ、実習生の受入所属に連絡の上、実習を視察することができる。

（実習の中止）

第１４条　次のいずれかに該当すると認められる場合には、県は実習を中止することができる。

(1)　実習生が第１０条の規定による服務に従わないなど、信義に反する行為があった場合。

(2)　実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれが認められる場合。

(3)　その他実習の目的を達成することが困難であると認められる場合。

（経費等）

第１５条　県は、実習生に対して、報酬・給料、手当、実習に伴う交通費、食費、その他実習に伴う費用は支給しない。

（事故責任等）

第１６条　実習生は、損害・傷害保険及び賠償責任保険に加入し自己の責任において対応しなければならない。

２　実習生は、実習生が故意又は過失によって県又は第三者に対して損害を与えた場合には、直ちにこれらに対して責任を負わなければならない。 なお、県及び実習生が在籍する大学等は、誠意を持って問題の解決に当たるものとする。

（雑則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、就業支援課長が別途定めることとする。

附則

この要綱は、平成１７年９月２０日から施行する。

附則

この要綱は、平成２３年６月２７日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年９月２１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１７日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。